

機関番号：34315

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2009～2010

課題番号：21830010

研究課題名（和文） 裁判知識の理解と受容が裁判員の法的判断の妥当性に及ぼす影響

研究課題名（英文） How does the possession and acceptance of accurate legal and psychological knowledge affect the validity of lay judges legal judgments?

研究代表者

山崎 優子 (YAMASAKI YUKO)

立命館大学・立命館グローバルイノベーション研究機構・ポスドクトラルフェロー

研究者番号：20507149

研究成果の概要（和文）：

以下の研究成果が得られた。

- (1) 裁判と関連する基本的な知識（裁判知識）を，知識の正確さの側面と，知識の受容の側面（納得できるか）とに分けて捉え直し，市民にとって受容することが困難な裁判知識を抽出した(研究1)。
- (2) 裁判知識をレクチャーすることで，裁判知識の理解が高まることが示された。いくつかの裁判知識については受容についても促進された。こうした効果は，レクチャーを繰り返し行うことでより高まることが示された(研究2)。
- (3) 裁判知識をレクチャーすることで裁判知識に照らして適切な発話が増し，その結果として評議の妥当性が高まる可能性が示された(研究3)。

研究成果の概要（英文）：

The main results are as follows.

- (1) In Study 1, the researcher investigated, from the perspectives of accuracy and acceptance, the kind of legal and psychological knowledge required for conducting a trial, and extracted the kind of knowledge that lay people had difficulty accepting.
- (2) In Study 2, the researcher examined whether teaching increases the accuracy and acceptance of the knowledge extracted from Study 1. The results show that it become fully effective in accuracy and partially in acceptance.
- (3) In Study 3, the researcher held a mock trial to examine whether teaching influenced the participants' deliberations. The results show that teaching increased the number of mock jurors' statements that were based on the psychological knowledge required for conducting a trial. An implication of this result is that teaching enhances the validity of lay judges' deliberations.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,020,000	306,000	1,326,000
2010年度	960,000	288,000	1,248,000
総計	1,980,000	594,000	2,574,000

研究分野：心理学，裁判心理学

科研費の分科・細目：教育心理学

キーワード：裁判員裁判，刑事訴訟法，目撃証言，評議

1. 研究開始当初の背景

裁判員裁判が適切に行われるためには、裁判と関連する基本的な知識（裁判知識と呼ぶ）について、裁判員が十分理解していることが必要である。

裁判知識は、大きく2つに分類できる。第一は、刑事訴訟法に関する法学的知識である。裁判員は、刑事訴訟法の枠組みから逸脱することなく議論することが求められる。第二は、目撃証言の信頼性に関する心理学知識である。裁判員裁判の対象となる事件では、しばしば目撃証言の信頼性が争点になる。裁判員は、目撃証言の信頼性をはじめとするきわめて心理学的な事象についても議論することが求められる。

しかし、先行研究によれば、市民の裁判知識は必ずしも正確ではない。たとえば、岡田・仲・藤田（2006）は、社会人を対象に、法学的知識の理解度を調査している。その結果、伝聞証拠（伝聞証拠は原則として証拠にはならない）や検証責任（被告人は自分が無罪であることを証明する責任がない）といった法学的知識を正しく理解できていたのは、それぞれ回答者の33%、31%にすぎなかった。法学的知識が正確でないことは、裁判員に任せられることへの不安を高めるだけでなく（仲，2009）、裁判員として行う法学的判断のあり方にも影響を及ぼすため問題である（Lynch & Haney, 2000）。同様に、市民の目撃証言の信頼性に関する知識も、必ずしも正確でない。たとえば、市民の多くは、証人が自信をもって述べた目撃証言は信頼性が高いと考えている（Brigham & Bothwell, 1983）。しかし、多くの先行研究によれば、必ずしも目撃証言の正確さは確信度と相関しない（越智，1999）。裁判員が誤った素朴理論に基づき評議を行ったとすれば、評議内容は著しく妥当性を欠くものとなり、問題である。

こうした議論を踏まえ、2008年度までの研究活動において申請者は、社会人および大学生を対象として実験を行い、裁判知識についてレクチャーを行う事が市民による裁判知識の理解に及ぼす影響を検討してきた（山崎・仲，2009）。その結果、裁判知識のレクチャーによって、対象者問わず、裁判知識の正確さが高まることが示された。しかし、一方で、レクチャーによって得られた裁判知識は、裁判員による有罪無罪判断に対して、何ら影響を及ぼさないという結果も得られた（つまり、裁判知識に基づいた有罪無罪の判断は行われなかった）。

このような結果が得られた理由としては、裁判知識と市民の素朴理論（すなわち、市民感覚）との隔たりの大きさが考えられる。たとえば、(1) 違法収集証拠（違法な捜査によって得られた証拠）は、刑事訴訟法上、裁判員による議論の根拠として用いてはならな

い。しかし、Kassin & Sommers（1997）によれば、多くの市民は、“入手方法が違法であるからこの証拠を参照してはならない”と説明された場合でも、暗黙のうちにこの証拠を参照してしまう。また(2)裁判心理学上、証言の正確さと証人の自信とは一般的に対応しないことが明らかになっている（越智，1999）。しかし、市民感覚としては、“絶対にこの人を見ました”という目撃証言は、そうでない証言よりも信頼性が高いと感じられる（岡田・藤田・仲，2006）。このように、市民感覚と隔たりの大きな裁判知識は、字義的な理解はできるものの、受容することが困難（納得できない）という場合がある。

以上のことに鑑みれば、裁判知識の問題は、知識の字義的な理解（正確さ）の側面と、市民がその知識を受容できるか（納得できるか）といった側面とに分けて、とらえなおす必要があると言える。

2. 研究の目的

本研究の目的は、裁判知識を理解と受容の側面に分けて捉えなおし、両者が裁判員の判断に及ぼす影響について検討することである。本研究ではとりわけ、これまでの裁判員研究でほとんど議論されることのなかった裁判知識の受容の観点に焦点を当て、以下の3点について検討を行った。

(1) 裁判知識を、知識の正確さの側面と、知識の受容の側面（納得できるか）とに分けて捉え直し、市民にとって受容することが困難な裁判知識を抽出した（研究1）。

(2) 裁判知識をレクチャーすることで裁判知識の理解と受容は促進されるのか、また、促進されるとすればどのようなレクチャーのあり方がより効果的であるか、検討を行った（研究2）。

(3) レクチャーによって裁判知識の理解と受容を促すことで、評議の妥当性が高まるか（適切な裁判知識に基づく発言が増えるか）検討を行った（研究3）。

3. 研究の方法

4. 研究成果

本研究では段階的に3つの研究を行っており、方法と成果は研究ごとに完結している。このため、研究ごとに“3. 研究の方法”と“4. 研究成果”をまとめて報告する。

研究1：受容が困難な裁判知識の抽出

裁判で有罪無罪判断を下す際に必要な法知識と心理知識のうち、市民にとって受容が困難な知識を抽出した。

研究の方法

材料 法学的知識と心理学知識に関する命題（各 11 項目）を記載した調査票。

参加者 大学生 42 人。

手続き 参加者に調査票を配布し、各項目に対して、正誤の判断を求めるとともに、受容の程度（どの程度納得できるか）について回答を求めた。

研究成果

裁判知識の正答率（正しく判断できた参加者の割合）と受容率（裁判知識について“納得できる”と回答した参加者の割合）を算出し、受容率が低いものを抽出した（表 1）。その結果、法学的知識では、“推定無罪の原則”、“自由心証主義”、“起訴状”、“証人の証言”、“立証責任”の 5 項目、心理学知識では、“写真同定”、“恐怖をとまなう記憶”、“凶器注目効果”、“目撃時間”、“真の記憶の区別”の 5 項目が抽出された。

表 1. 受容率の低い裁判知識

項目	法学的知識	受容率 ()は 正答率
推定無罪原則	裁判では、被告人は、法廷で証拠により有罪であると証明されるまで、無罪と推定される。	39% (52%)
自由心証主義	裁判では、証拠が信用できるかどうかは、自由に判断することができる。	33% (29%)
起訴状	裁判の最初に、検察官が読む起訴状は、証拠でない。	22% (35%)
証人の証言	裁判では、法廷で証人が証言する内容は、証拠である。	26% (31%)
立証責任	裁判では、被告人は、自分が無罪であることを証明する責任がない。	29% (40%)
項目	心理学知識	受容率 ()は 正答率
写真同定	数多くの写真から目撃者が選んだ人が、確実に犯人であるとは限らない。	29% (45%)
恐怖をとまなう記憶	強い恐怖を引き起こした体験の出来事が、普段の記憶よりも正確であるとは限らない。	22% (44%)
凶器注目効果	凶器の存在は、目撃者による犯人の顔の識別の正確性を損なわせる。	39% (37%)
目撃時間	目撃者が事件を観察した時間が短ければ短いほど、目	29% (29%)

撃者は事件についてあまり思い出せないだろう。

真の記憶の区別	真の記憶と虚偽の記憶を信賴性をもって区別することは不可能である。	17% (32%)
---------	----------------------------------	--------------

研究 2：裁判知識のレクチャーが裁判知識の理解と受容に及ぼす影響の検討

裁判知識をレクチャーすることで裁判知識の理解と受容は促進されるのか検討を行った。また、促進されるとすればどのようなレクチャーのあり方がより効果的であるかについても合わせて検討を行った。具体的には、(1) 裁判知識のレクチャーを行う回数および(2) 裁判知識の不十分さが冤罪の一因となった事例の紹介が、裁判知識の理解と受容に及ぼす影響について検討を行った。

研究の方法

材料 (1) 表 1 に示した法学的知識と心理学知識に対して正誤の判断および受容度を尋ねる質問紙。(2) 表 1 に示した知識についてのレクチャーを記述したスライド。

参加者 大学生 108 人。このうち 60 人を事例提示無条件、48 人を事例提示有条件に割り当てた。

手続き はじめに、参加者に質問紙を配布し、これに回答を求めた。質問紙を回収後、プロジェクターでスクリーンにスライドを提示し、各命題の正誤についてレクチャーを行った。さらに、事例提示有条件の参加者に対してのみ、表 1 に示した心理学知識を誤って理解していたことで冤罪が生じた裁判事例を示した。レクチャー実施後、同じ内容の質問紙を両条件の参加者に再度配布し、回答を求めた。

1 週間後、両条件の参加者に対し、上記の実験手続きを再度行った。つまり参加者は、同様の質問紙に対して計 4 回、回答を求められた。

研究成果

質問紙の回答結果の分析から、次の結果が得られた。

(1) 法学的知識については、レクチャーを繰り返し行うことで、法学的知識に対する正確性は高まった。受容の程度は、“推定無罪原則”と“自由心証主義”に関してのみ高まった。

(2) 心理学知識については、繰り返しレクチャーを行うことで、知識に対する正確性は高まった。受容の程度は、“写真同定”、“恐怖をとまなう記憶”、“目撃時間”に関してのみ高まった。

(3) 冤罪事例の提示は、知識の正確性、受容

の程度のいずれにも影響を及ぼさなかった。

以上の結果から、裁判知識のレクチャーを繰り返し行うことは、裁判知識の正確性を高めることに対しては有効であると言える。一方、裁判知識の受容については、特定の裁判知識に限定されてはいたものの、ある程度受容を促す効果が認められたと言える。

研究 3：裁判知識のレクチャーが評議に及ぼす影響の検討

研究 2 によれば、裁判知識のレクチャーは、理解の向上には有効であったのに対し、受容性に対する効果は限定的であった。しかしながら、現実の評議では、表明した自身の考えについて根拠を示す必要が生じることや他の裁判員の発言から様々な示唆が得られることから、裁判知識への思索があらためて促される機会が少なくないと考えられる。こうした思索を経ることは、先だってレクチャーされた裁判知識の理解と受容をより一層高める可能性がある。

そこで本研究では、模擬裁判実験を行い、(1) 評議を経ることがレクチャーされた裁判知識の理解と受容にどのような影響を及ぼすか、そして、(2) その結果として評議の妥当性にどのような変化が生じるか、検討を行った。

研究の方法

材料 (1) 研究 2 で用いたものと同様の質問紙。ただし、後述の模擬公判映像と関連する心理学知識として、“アルコールの影響”(アルコールの摂取は記憶の正確性を低下させる)、“事後情報効果”(後から得た情報が最初の記憶を歪めてしまうこと)と“無意識的転移”(ある文脈で見聞きしたことを別の文脈で見聞きしたことと取り違えてしまうこと)を加えた。(2) 研究 2 の事例有条件で用いたものと同様のスライド。(3) 40 分程度の模擬公判映像(岡田, 2008)。被告人は元妻を殺害したとして起訴されるが、容疑を否認している。検察側証人 2 人は事件発生時に犯行現場近くにいた被告人を目撃したと証言している。一方、弁護側証人 2 人は、事件発生当時、被告人は勤務先にいたと証言している。

参加者 大学生 92 人。参加者は法学的知識および心理学知識についてレクチャーを受けるレクチャー有条件、または、いずれのレクチャーも受けないレクチャー無条件に、無作為に振り分けられた。

手続き レクチャー有条件の参加者に対してのみ次の手続きを行った。はじめに質問紙を配布し、法学的知識と心理学知識の各命題に対する正誤判断および受容の程度を回答するよう求めた。次に、実験者はプロジェ

クターでスクリーンにスライドを提示し、各命題の正誤について参加者にレクチャーを行った。レクチャー後、同様の質問紙を参加者に再度配布し、これに回答を求めた。

上記からおおよそ 1 週間後、レクチャー有条件およびレクチャー無条件の参加者に対して、模擬公判実験を行った。参加者は模擬公判映像を視聴し、その後で同じ実験条件の 6 人で構成される評議体に無作為に振り分けられ(一部 5 人の評議体)、被告人の有罪無罪について評議を行った。評議は 45 分から 60 分程度の範囲で行われ、十分に評議が尽くされたと評議体の参加者が判断した時点で終了された。

評議終了後、参加者は、有罪無罪の判断を行うとともに、当該判断に対する確信の強さを評定した。さらに、再度同様の質問紙に回答を行った。

研究成果

有罪判断率(有罪と判断した参加者の割合)は、レクチャー有条件で 14%、レクチャー無条件で 18%であった。条件間で有罪判断率に有意な差はみられなかった($p > .1$)。

質問紙の回答結果および評議での発言内容の分析から、以下の結果が得られた。

(1) 裁判知識の理解度と受容度

裁判知識の理解度と受容度については、次の結果が得られた。

レクチャーを行うことで、法学的知識については、いずれの項目においても正確性が高まり、“起訴状”の受容の程度が高まった。心理学知識については、いずれの項目においても正確性が高まり、“凶器注目効果”の受容の程度が高まった。

レクチャーを行った後に評議を経ることで、法学的知識および心理学知識の正確性が高まった。しかし受容の程度は、いずれの知識においても高まらなかった。

(2) 評議における発言の分析

テキストマイニング支援ソフト・KH Coder (Ver. 2. beta. 22; 樋口, 2009)を用いて、評議における発言の分析を行った。分析対象の総抽出語数(延べ数)は 184,201 語、語の種類は 3,940 語、分析に用いられたのは 3,201 語であった。

レクチャー有条件での出現率がレクチャー無条件よりも有意に高かった語としては、“被告人”(レクチャー有条件: 4.34%、レクチャー無条件: 3.41%)、“証人”(1.10%、0.52%)、“証拠”(1.45%、0.90%)、“指紋”(1.10%、0.61%)、“信憑性”(“信ぴょう”、“信頼”、“信用”)も同義語としてカウント(1.86%、1.19%)

があった(いずれも $p < .01$)。

“被告人”, “証人”, “信憑性” が出現した発話では, 4人の目撃証言の信頼性について, 心理学知識としてレクチャーした, “アルコールの影響”, “事後情報効果”, “真の記憶の区別” の観点から言及していることが確認された(表2)。また, “証拠”, “指紋” が出現した発話では, 物的証拠が存在しないことに言及していることが確認された(表3)。

一方, レクチャー無条件での出現率がレクチャー有条件よりも有意に多かった語として, “制服”(レクチャー有条件: 0.44%, レクチャー無条件: 0.92%), “ピザ”(1.12%, 1.80%), “バイト”(0.92%, 1.82%), “玄関”(0.16%, 0.47%), “怪しい”(0.36%, 0.76%) があった(いずれも $p < .01$)。これらの語が出現した発話では, 証人が事件当日に被告人を目撃した内容以外の事柄や(表4), 証言や供述の信頼性についての疑念に言及していることが確認された(表5)。

以上, レクチャー有条件は, 目撃証言の信頼性について, 心理学知識にもとづく発話や物的証拠が存在しないことについての発話が多い傾向がみられた。

本研究の結果から, 裁判知識をレクチャーすることで, 評議過程で, 裁判知識にもとづく判断が促進された。つまり, 判断の妥当性が高まったといえる。

実際の裁判では, 裁判官が評議を進行することから, 裁判官による法学的知識の教示のあり方や, 心理学知識の正確性の有無が, 評議での裁判員の発話内容に影響する可能性について考慮する必要がある。

表2. “アルコールの影響”, “事後情報効果”, “真の記憶の区別” に言及した発話の例

- 検察側の証人のニシムラさんも, まあ酔っていたっていう状態なんで, 記憶がまあ曖昧であったっていう。
- 事件から2週間後ってことで, まあ, ニュースで見た, その一, 情報にずいぶん影響されてるかと思うので, このぶつかった人が, その, 被告人だったっていう, その可能性は, まあ, 限りなく低いかなと思われま。
- 届け出たのも2週間後, で, しかも報道番組を見て, 「ああ, もしかしてそうんじゃないの」って思い込みで証言してる

表3. 物的証拠が存在しないことに言及した発話の例

- 誰の指紋もないんだったら, 手袋をした, この被告の疑いが少し強まるんじゃないかなって。

- もしナイフをずっと護身用に持ってたとして, でも指紋が出てこなかったわけじゃないですか。
- まあ, でも確実にその人が持っていたナイフで, で, それでその人が刺したって証拠はないですよ。

表4. 被告人を目撃した内容以外の事柄についての発話例

- 店長の証言も, でも, 結構曖昧じゃないですか。全然制服が減ったのすら分かってないし。
- 仮に被害者が, この時間外に出てたら, 他のバイトもいないわけだし, 店に店長さん1人っていう状況なんですよ。
- 玄関で言い争って, アーミーナイフでメッタ刺しにして, ワイン放置して逃げてるって, おかしいですよ。

表5. 証言内容や供述内容についての疑念

- 結構, その怪しいので, サラリーマンの意見は。
- (被告人が) アーミーナイフを普通持ち歩いている, あまり考えられないので, そちらへんが, ちょっと怪しいですね。

引用文献

- Brigham, J. C. (1983). Psychological factors in eyewitness identifications, *Journal of Criminal Justice*, 11, 47-56.
- Kassin, S. M., & Sommers, S. R. (1997). Inadmissible Testimony, Instructions to Disregard, and the Jury: Substantive versus procedural considerations, *Personality and Social Psychology Bulletin*, 23, 1046-1054.
- Lynch, M., & Haney, C. (2000). Capital Jury Deliberation: Effects on Death Sentencing, Comprehension, and Discrimination, *Law and Human Behavior*, 33, 481-496.
- 仲真紀子. (2009). 裁判員の法的知識と心理学的知識 裁判員制度への動機付けと知識の問題. 岡田悦典・藤田政博・仲真紀子(編) 裁判員制度と法心理学 ぎょうせい 120-130.
- 越智啓太. (1999). 目撃証言における確信度と正確性の相関: 最適性仮説の検討. 犯罪心理学研究, 37, 36-54.
- 岡田悦典・仲真紀子・藤田政博. (2006). 裁

判員の刑事裁判への参加意識と法に関する認識(1) 予備的アンケート調査から
南山法学 29(3) 38-76.

山崎優子.(2009). 裁判員への知識の教示とその効果 模擬裁判実験による検討. 岡田悦典・藤田政博・仲真紀子(編)裁判員制度と法心理学 ぎょうせい 131-139.

5. 主な発表論文等

(研究代表者, 研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

Naka, M., Okada, Y., Fujita, M., & Yamasaki, Y. Citizen's psychological knowledge, legal knowledge, and attitudes toward participation in the new Japanese legal system, Saiban-in seido Psychology, Crime & Law, 印刷中, 査読有

山崎優子・入山茂・荒川歩, 法と心理学の協働の実際 - 裁判員制度研究と心理学的解剖研究に接する心理学者の立場から, 法と心理, 9, 51-56, 2010, 査読有

山崎優子・中山博之・坂口唯彦・網森史泰・広川雅之, よりよい裁判員制度の実現を目指す札幌での取り組み, 法と心理, 8, 73-77, 2009, 査読有

[学会発表](計6件)

福井厚・山崎優子・高山佳奈子・藤田政博・森久智江, 死刑と向き合う裁判員, 法と心理学会, 2010年10月17日, 立命館大学(朱雀), 京都

伊東裕司・小山雅亀・竹村和久・山崎優子, 裁判員制度と認知心理学, 認知心理学会, 2010年5月29日, 西南大学, 北九州

長谷川真理子・外山紀子・木下麻奈子・山崎優子・仲真紀子・梅田比奈子, 法的推論と法教育 しろうとと専門家の推論の違いから考える, 2010年3月28日, 発達心理学会, 神戸国際会議場, 神戸

山崎優子・石崎千景・仲真紀子, 事件報道の接触と説示の提示が裁判員の法的判断に及ぼす影響, 2009年10月25日, 法と心理学会, 國學院大學, 東京

上宮愛・山本健一・岡田悦典・山崎優子・仲真紀子, 録画された子どもへの面接: 証拠としての価値と法廷における問題, 2009年10月24日, 法と心理学会, 國學院大學, 東京

Yamasaki, Y., Naka M., & Ishizaki, C.,

The influence that news report and a judge's instruction exert on lay judges information processing and decision making, 2009年7月10日, The 11th European Congress of Psychology. Oslo, Norway

[図書](計1件)

Yamasaki, Y., Azusa Shuppann, Towards A Healthier Judicial System: The effectiveness of legal and psychological instruction for lay judges, Lai, W. L., Sakurai, Y., & Wada, H. (Eds). A study of healthy being: From interdisciplinary perspectives, 2010年3月13日, 138-152

[その他]

山崎優子, 市民の望む刑罰と報道の影響, 立命館大学衣笠総合研究機構主宰土曜講座, 2010年9月25日, 立命館大学(衣笠), 京都

6. 研究組織

(1)研究代表者

山崎 優子 (YAMASAKI YUKO)
立命館大学・立命館グローバルイノベーション研究機構・ポスドクトラルフェロー
研究者番号: 20507149

(2)研究分担者 なし

(3)連携研究者 なし